

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

多治見市長 古川雅典 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等、多治見市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を多治見市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、多治見市暴力団排除条例第2条のいずれにも該当する者ではありません。

【参考】多治見市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものをいう。
- (3) 警察等 警察及び法32条の3第1項の規定により岐阜県公安委員会から岐阜県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。